山形県理学療法士会 災害見舞金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県理学療法士会会員に被災があった場合の見舞金について定める。

(適用)

第2条 この規程の適用は、定款9条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

- 第3条 見舞金を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 会員の住居が被災したとき(罹災証明書により証明された場合) ※火災を除き、自然災害に限る。

(届出義務)

第4条 会員またはその関係者がこの規程により見舞金を受けようとするときは、その事実を別記様式にて罹災証明書とともに90日以内に本会事務局宛に届け出ることとする。

(被災見舞金)

第 5 条 会員の住居が被災した場合、全壊の場合は金 20,000 円、半壊の場合は金 10,000 円を見 舞金として支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めないものでも、会長が必要と認めるときは支給することができる。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1 この規程は、平成25年11月22日より施行する。

会長	事務局		

慶弔および災害見舞金の申請書

山形県理学療法士会会長 殿								
このたび、私、下記理由により、<慶弔・見舞金>の支給を申請いたします。								
令和	年	月	日					
			会員番号					
氏名								
住所								
代理人氏名								
本人との関係								
住所								
			連絡先(電話番	号)				
申請内容	□祝電□甲電			No de Lode	□祝電□中電			
	□弔慰金 □見舞金			決定内容	□ 弔慰金 □ 見舞金	円 円 ※事務局記入		
申請事由						公事伤问记八		
備考 (日時・催事場など)								

提出先:山形県理学療法士会 事務局 〒990-2231 山形県山形市大森 924